「書面添付制度」について

税務調査ってどんなもの？

税務調査を省略する税理士　蛭田昭史

第2回

税務調査とは

税務調査には、「強制調査」と「任意調査」があります。昔、『マルサの女』という映画がありました。これは強制調査で、税務調査というと、この強制調査を思い浮かべる社長さんが多いように思います。

強制調査は、国税局の査察部が脱税の疑われる納税者に対して、裁判所の令状を得て強制的に行う調査のことをいいます。強制的なので納税者はこの調査を拒絶できません。令状を持参して突然やってきます。

任意調査は、管轄税務署の調査官が納税者の同意の下で行われる調査をいいます。一般的な税務調査のほとんどは、この任意調査で、税務調査を受ける義務はありますが、調査日はお互いの日程調整をしたうえで実施されます。

したがって、税務調査と聞き、マルサの女を思い浮かべていた社長さんは少しご安心ください。以下、任意調査について記載します。

税務調査の流れとデメリット

税務調査の流れはカンタンに記載すると次の順序です。

①税務署から連絡が来る
②嫌な汗をかく（税務調査が嬉しい人はいないですよね）
③準備に着手する（過去3年分の資料を求められます。大変です）
④税務調査を受ける（2日間から4日間のケースが多いです）

また、税務調査によるデメリットは次の7点です。

①社長や経理担当者の時間を拘束される

過去3年分の原資資料（帳簿、領収書、請求書、各種契約書など）を揃えるのに時間がかかります。そして税務調査の立ち会いに時間を拘束されます。経理担当者と税理士が立ち会ってくれると言っても、必ず調査官は代表者に対するインタビュー（現在の会社の状況や業績の把握の仕方など）を行いますので、社長も在席する必要があります。

②心理的なストレス
③申告のミスを指摘されると延滞税・過少申告加算税がかかる

この延滞税・過少申告加算税は損金になりません。（※損金とは、税金計算上での経費です）

④大きなミスがあると罰金（重加算税といいます）がかかる

なんと、税率は35%です。本税に加えて35%の余計な税金を課せられます。もちろん、③と同じく損金になりません。そして、税務署のブラックリストに掲載され、前回の指導が守られているか確認の意味で、大体3年以内に再び税務調査がやってきます。

⑤税理士への「税務調査立会報酬」という余計なコストが発生する
⑥余計な情報に振り回される

書店には税務調査対策に関する本が多いです。〝税務調査は怖い〟〝税務調査の切り抜け方〟などといった情報はうのみにしないことをお勧めします。「税務調査の省略を目指す書面添付を勧める本がない」のはなぜなのでしょうか？（そもそもの解決となると思うのですが……）

⑦風評被害が発生する

最も危惧されるのがこの風評被害です。税務調査が長引くと社内では、従業員が「ウチの会社は大丈夫かしら？」「社長が何か悪い事をしているのではないか？」などの風評が発生してしまいます。

痛い！取引先に対する風評被害

社外の風評被害はさらにひどい影響を及ぼします。なんと、税務調査官が取引の実態を確認に、取引先へ行くのです（これを反面調査といいます）。これは、法律で定められた調査官の権利で、法律（国税通則法第74条の2）で規定されています。参考までに条文を読みやすく記載します。

『税務職員は、税務調査について必要があるときは、その調査に応じて、その関係者に対して質問、帳簿書類その他の物件の検査、その物件の提示や提出を求めることができる。』

さて、反面調査に入られた取引先の社長さんはどう思うでしょうか？「あの会社は税務調査でトラブっているな～。取引を継続しても大丈夫か？」「あの会社のせいで余計な手間をかけられてしまった」などと思われるのがオチです。

また、さらに悪いことに反面調査とは関係なく、その取引先が税務調査の対象になった場合は、「あの会社の反面調査を受けたからウチが税務調査の対象になったのだ」と変な逆恨みを買ってしまうケースもあります。

本稿のテーマである税務調査を省略する書面添付を行うことによって、事前に上記の風評被害のリスクを防ぐことができるのではないでしょうか!?

蛭田昭史税理士事務所、品川区西五反田7の22の17 TOCビル11F、03・3490・3277、詳しくはホームページで！ https://www.hirute-haikei.com/